

第二回國會議院 治安及び地方制度委員會會議錄第三十三号

昭和二十三年六月一日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 小暮藤三郎君 理事 千賀 康治君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 坂口 主税君

大村 清一君 佐藤 通吉君

中島 守利君 菊池 重作君

久保田鶴松君 矢後 嘉藏君

松澤 兼人君 松谷天光君

高橋 長治君 高橋 禎一君

川橋豊治郎君

出席國務大臣 野濤 勝君

出席政府委員

總理廳事務官 鈴木 俊一君

總理廳事務官 荻田 保君

委員外の出席者

議員 塚田十一郎君

國家地方警 武藤 文雄君

察本部警視 有松 昇君

專門調査員 有松 昇君

五月二十八日委員井上知治君辭任につき、その補欠として原田憲君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十八日

警察制度改善に関する請願(原健三郎君紹介)(第一〇九八号)

地方税の賦課期日繰上の請願(石田博英君紹介)(第一一七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四一七号)

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議錄 第三十三号 昭和二十三年六月一日

風俗営業取締法案(内閣提出)(第六三三号)

一 料理飲食業者の営業再開許可の請願(庄司一郎君紹介)(第二八八号)

二 料理飲食業者の営業再開許可の請願(佐々木盛雄君紹介)(第八八号)

三 麵類の外食券食堂設置の請願(坂東幸太郎君外六名紹介)(第三九九号)

四 警察法実施に伴う警察費全額國庫負担等に関する請願(松澤兼人君外四君紹介)(第四四〇号)

五 地方自治法の一部を改正する請願(坂東幸太郎君紹介)(第四八九号)

六 主要都道府縣に建築部設置の請願(坂東幸太郎君紹介)(第五三二号)

七 地方税財政制度改革に関する請願(塚田十一郎君外三名紹介)(第五四六号)

八 海上保安廳法案並びに開港々則法案に関する請願(島上善五郎君外一名紹介)(第五六五号)

九 警察法施行に伴う要望に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第五六七号)

一〇 監査委員制度の確立整備に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第七五四号)

一一 關行爲總減に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第七七七号)

一二 警察制度改革に伴う増加経費

國庫負担の請願(上林山榮吉君紹介)(第八六七号)

一三 消防團用資材優先配給の請願(上林山榮吉君紹介)(第八六九号)

一四 義務教育費及び警察費全額國庫補助の請願(上林山榮吉君紹介)(第八七六号)

一五 地方財源確保に関する請願(岩本信行君外一名紹介)(第九三三号)

一六 電氣、瓦斯施設反対の請願(前田榮之助君紹介)(第一〇一三三号)

一七 警察制度改善に関する請願(原健三郎君紹介)(第一〇九八号)

一八 地方税の賦課期日繰上の請願(石田博英君紹介)(第一一七号)

〇 矢尾委員長代理 これから治安及び地方制度委員會を開会いたします。

本日の日程は地方自治法の一部を改正する法律案、風俗営業取締法案、そのほか請願であります。順序を変更しまして、まず風俗営業取締法案を議題に供します。前会に引続き質疑を続行いたしますことといたします。質疑は、ございませんか。

〇 佐藤(通)委員 私は前のときにちよつとはかの委員會にはいつておりましたので、実はこの委員會に顔を出さなかつたのでありますが、あるいは前に質疑が行われたことであるかもしれませんが、ちよつと私の二、三氣づいた点をここに伺つてみたいと思つております。

第二條であります。前條の営業を営もうとする者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、という規定があるようにあります。そういういたしますと、取締りの細則というが、具体的にどういうふうにして取締るかというところは各都道府縣に任せておきたい。そのときの事情に応じて條例をつくるということになるのであります。もしそうだとするならば、全國の各都道府縣もおの／＼違つた見地から條例というものをつくることになるのではないかと想うのであります。この点はどうなるのか、またこの條例をつくるにいて、基準になる準則というものがない法律によつて何らかの指示を與えられるものであるかどうか、この二点であります。

それから第三條であります。ここに行政処分規定がありますが、これはちよつと見ますと、要領をつかみ得ない点もあるのではないかと想うのであります。たとえば第三條の後段であります。善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。と書いてあります。この制限の中に人的制限、物的制限という点があります。この二つともこれによつて定めるのであるか。そうすると條例で人的制限をなすことができるかというのを一應考えてみる必要があると思つて、それから第六條の後段であります。風俗営業の場合、營業所に立入ることができる。とありますが、これは時間的な制限があるとい

う問題です。夜夜中でもないこととができるということになると、營業者は非常に迷惑するのではないかと想いますが、以上の点について御答弁を願いたいと思つております。

〇 武藤説明員 第一の條例で各都道府縣が定めるところにより、ということかという御質問でございますが、この案で都道府縣が條例で定めるところにいたしましては、やはり各地方の民度、事情というものに考慮することが適當ではないか、大都會地方によつてちよつとものを取締るといふことは必ずしも適當でないと思つて、そこで地方の事情に即するように各都道府縣の條例に譲つたのであります。もちろん御説のように、それによつて近接府縣間でも相當な開きが生ずるとか、いろいろな問題も懸念されるわけでございますが、これは各縣相互の連絡協議等によつて、そう大きな開きにならないようにすることを期待いたしております。第二の、第三條の制限であります。主として物的制限が多いと存じますが、お手もとに資料で差上げました旧風俗営業関係地方廳令で、大体どういつたことを定めておつたかというふうなことを定めておつたかについて、たとえば接客婦は何歳以上でなければならぬとか、あるいは傳染性疾患をもつてゐる者の従業を禁止するとか、そういう若干の制限というものも考えられると思つて、第

三番目の立入りの制限であります。御説の通り真夜中に立入りすることは、非常に営業者にとつて迷惑ではないかという点でございます。この点は法を執行した者としては十分に慎重でなければならぬ点でございます。ただこの種の風俗営業の性質上、むしろ公開時間を過ぎてからあとにいろいろここで取締らなければならぬような懸念の起る場合も考えられます。そういう場合は公開時間以後において立入りをする必要が起り得るのではないかと、そういう点を考慮しております。けれどもそれかといつて、これもないのにいたずらに立ち入るといふことは、絶対に避けなければならぬと思ひます。

○佐藤(通)委員 第六條の営業の場所に立ち入るといふこの條文であります。が、今御答弁によりますと、営業時間外でもやはり立ち入るような場合があるかも知れないといふことを予想した意味において、この條文をおつくりになつたように私は想像するのであります。が、従来この警察官の営業場所に立ち入るといふことは、單に取締りといふことを目的にいたしますのみならず、無意味に立ち入るような弊害が非常に多いのであります。そこでこういうような條文を置きますと、今おつしやつたように、営業時間外に必要な起つた場合にはあるといふのでなく、無意味に何かありやしないかといふような想像、懐測、そういう主観的な考えから臨検その他の方法ではあるようになおそれがこの條文によつてあるのではないかと思ふ。従つて條文においてそういうことができないように改正する必要があるのではないかと私は思ひ

ますが、もう一遍この点について伺つておきたい。

○武藤説明員 御心配の点であります。が、もちろん当該官吏及び職員がこの職務を執行するにあつては、あくまでも職務執行の必要上止めることは原則だと思つております。いたずらにこの條文に名を借りて、臨検の制度を濫用するといつたことがあれば、これは職権の濫用、住居侵入といつた刑法の規定に問われる筋のものであります。それによつて当該官吏の職権については十分制限を付するものと存じます。

○佐藤(通)委員 だいたいの御答弁によつてよくわかりますが、そういうようなことであるとすれば、はつきり條文の中に営業時間内というふうな言葉を入れたらどうかと思つてあります。が、この点についてはどうです。

○武藤説明員 先ほど申し上げましたように、営業時間過ぎてからむしろこの法律で最も恐れる事態が起るといふことが考えられますので、そういう事態を考慮しておりますので、ここで営業時間中と制限してしまふことは、この法律の所期の目的を達する上において狭きに失するのではないかと考えます。

○川橋委員 行政処分の点であります。が、第五條に「当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない」という絶対的の規定になつておりますが、第四條の中で「善良の風俗を害する虞があるときは」という規定があります。善良の風俗を害するやうな点について公開聴聞を行う場合、そこにまた風俗紊亂が起る可能性があると思ふ。これは例

外が設けておればよろしいが、公開による聴聞を行わなければならないという絶対規定でありますから、この点について考慮の余地はないか、そうしなれば善良の風俗を害するやうなことが公開の場合に論議されることは、かえつて相当の弊害を醸すゆゑんになりはしないか、こういうことをおそれる、

○武藤説明員 御説の点も考慮されたい。この点についてお考えを承りたい。いではないので、裁判においてもそういう場合において公開を一時とりやめるという制度があるわけでありま

す。本條では特に営業の許可の取消、停止といつた処分を従来は警察署長が専断的にやつておつたのを、公安委員会がその営業者の意見を十分に開陳させて、それを参考にして、しかる後に公安委員会が決定をしようという慎重な民主的な制度を設けたわけでありま

す。御説のような心配もあるいは起るかも知れませんが、そこは運営によつて何とかできるのではないかと、いふうに考えております。

○川橋委員 この趣意は非常に結構であります。が、要するにこの五條の規定は、公開による聴聞を行わなければならないという絶対規定になつております。すから、そこに運用の妙を得るといふことは結構な答弁ですが、何かそういうことを慮つて、適当な條項を入れる必要はないでしょうか。

○松澤(兼)委員 附則の第二項です。が、三十日の間は許可を受けたものとみなす、しかし三十日を過ぎた場合には、それ／＼公安委員会の許可を受けなければならぬといふことになつてお

ります。現に法律施行のときに許可なり認可なりを得たものは、引続き新しい法律による許可を得たものとみなして、あらためて許可の必要がないといふ規定になつては法律もあつたに

○武藤説明員 お説の点でございます。が、これは御承知の通り、八月一日から施行というふうな訂正になつておりますから、それから三十日間は許可を受ける、その間にあらためて許可を受けるという趣旨になつては、昨年の十二月末をもつてこの関係の取締りが効力を失つており、そうして現在までの

○松澤(兼)委員 大体今まで許可を受けたものは再許可を受けることができるといふ御方針ならば、これは別であります。しかしながらそれはいわば法律施行の場合における心構えと申しますか、態度というものでありまして、刑事部長がそういうふうにお考えになりました。地方におきましては必ずしもそうでないといふことがあり得るのではないかと、いふことを考へるのであります。大体におきまして、いわば裏口営業とか、あるいはやみの料飲店とかいうやうなもの取締りです。え、地方的に非常に差異がありまして、ある地方においては非常にゆるやかで、ある地方では非常に厳重であるといふところがあるわけでありまして、それはすでに御承知の通りと思つて、

あるいはそれに抵触するもの等もでてくることを考えられますので、そういうものについて新しい條例の角度から全部を一應見直すという意味において、あらためて許可を受けることと

する方が適當ではないかと存するのであります。もちろん実際の運営においては、大部分の営業者は従来から許可を受けてやつておつたものでありますし、しかもその許可の条件とする條例の内容もそう大きな変更はないものと

○松澤(兼)委員 再許可の場合に

再許可を申請しなければならぬといふふうにしてありますことは、何か特別の理由に基づくものでありますか、どうですか、その点お尋ねしたいのであります。

刑事部長さんのお考えで、これまで許可を得ていたものは、今後も引き続き許可を受けることができるであろうという御言明がありましても、実際末端において、この法律が施行される場合におきましては、非常に嚴重なところ、非常にまた寛大なところがあるのであります。そこで問題は、非常に嚴重なところがあるといいたしまして、そういうところで再許可を受けるという場合に、この種の營業にはえしてつきものであります運動とか、買収とか、あるいは贈賄とかいつたようなことが非常に多く行われはしないかということをおそれるものであります。そこで私の意見はいたしましては、すでに許可を得るものは届出程度のもので、あらためて許可を受ける必要がないというくらいにする方が、今申しましたような、いわば官紀の紊れと申しますか、あるいは不正が行われることを少しでも避け得られるのではないかと、おそれるものであります。おそれるこの八月一日から実施されました、九月切替えのときには、地方においては相当明白がばらまかれたり、運動が激烈に行われたりするような事態が発生するのではないかと、おそれることを心配いたすのであります。そういう点につきましてははたして厳正に行われるかどうかという点についてお考えを伺いたしたいのと、先ほどもお話をいたしましたように、地方々々によつて寛嚴があるということについて、これを是正するような御方針ができてくるかどうかという二点について伺いたしたいのであります。

○武藤説明員 地方によつて非常に寛嚴があるということが心配されるのではないかと、お説であります。これは新警察法下におきましても、各警察は相互に緊密な連絡をとるといふことになつております。お互いに十分連絡をとつて、そうして歩調を合わせて方針を立てていくことと私は期待いたしておるのであります。もちろんその土地の特殊事情によつて、ある地域は比較的寛大にこういふものを認める、ある地域においてはこれを嚴重にしなければならぬといふことも、地方の実情によつては起り得ると思ひます。しかし根本の方針としては、お互いの連絡調整によつて所期の目的を達し得るのではないかと存じます。なおこれを再許可するということに伴つて、いろいろ贈賄とか、運動とか、何とか行われるのではないかと、御心配、これは別個の見地から厳正にこれについては取締りをしていく方途もあるわけでございます。そちらの方によつて十分こういつた贈賄、買収等については取締りをしていきたいと思います。おそれる。

○松澤(兼)委員 もう一つお伺いしておきたいことは、ただいま刑事部長さんのお話、まことに同感でありまして、地方によつて特殊の事情は別として、一律に法律が実施されることを希望する点においては、私もそう考へるのであります。しかしこの法律が一律に実施されるという場合におきまして、それを期待する一つの指導と申しますか、あるいは命令といふものを、あなたのお考えのように、上から下へ流していくことができるかどうか。それは単に上で考へておることが現実的に下にもくまなく浸透しないといふ部面もありませんし、また法律施行の場合における命令監督というふうなことはできないと思つております。これは七項に對してどういふような形の指導を與えられるか、またその指導を與えられたる法律の根拠はどこにあるかという点につきまして、御説明を願ひたいと思ひます。

○武藤説明員 この法案が成立した際におきましては、十分全國のこういつた關係部局との研究会を開き、そういつた席上でこの法案の解説をし、併せて國會でこういつた御意見をあつたといふ点を十分に傳へます。それによつてお互いに法令の趣旨を十分に理解し、そうして相互に連絡を保つて、仕事を進めていくという方途によつて所期の目的を達し得るものと存じます。新警察法におきましては、命令等が、こういつた連合会についてわれわれからできないことは、御承知の通りであります。こういつた法令の研究を通じて、お互いに相談し合つて、相互に連繫し緊密な連絡をとるといつた方途によつて、十分に目的をあげるようになつていきたいと思います。

○松澤(兼)委員 研究会ということでありますれば、それは差支えないことかと存するのであります。私先日も最初に質問いたしました、総理大臣、國家公安委員、國家地方警察本部、自治體警察、これらの關係が法律の面におきましてどうもはつきりしないところがあるように思つております。これは決してだいたいま出席されておられます方々に対して御非難を申し上げるという考へはないのであります。一應お尋ねして今後の参考にしたいと思つたことがあるのであります。それは國家公安委員は総理大臣のもとにありまして、その分担する事務というものがはつきり掲げてあります。これは七項あるわけでありましても、この七項に對して、新しい法案の立案企画といふことが載つていないのであります。たとへばこれに類する法案といつたしまして、地方財政委員会法というものがありますが、この中におきましては、地方財政委員会において、地方財政の立案企画をして、これを一定の期日までに國會に提出しなければならぬといふことが、はつきり規定されておるのであります。そういう実情が一方にありますが、國家地方警察及び自治體警察を縛る—たとへば現在出ておられます風俗取締法というものを企画立案するその官廳といふものが、どこにあるのか。もちろんそれは内閣総理大臣がやるといへばそれまでであります。國家公安委員の権限として、警察に關する新しい措置の企画立案といふ一項があれば、これはもちろんはつきりわかりましても、國家地方警察本部といふものは、公安委員の事務局になつていられるわけですから、刑事部長さんが来て説明されるということも、よくわかるわけでありましても、全國が國家地方警察だけでありますれば、そこから法案を下へ流していくということも、妥當であると考えられますが、自治體警察と國家地方警察とは全然別個のものであつて、そこには指揮命令はもちろんのこと、監督するとか、あるいはまた調整するとか、あるいは権限がないように考へられますので、この點國家地方警察本部が公安の全責任を負つて立案し、立案されたものに対して解釈を下すといふ、その法律的な根拠が私にわからないのであります。そこでもし

今後もしやういふことがたび／＼起ると申しますと國家公安委員の権限の中にも、そのうちのことを明記する必要があるのではないかと、この点をどう法律の御意見を伺いたしたいと思ひます。

○武藤説明員 お説の点、われ／＼も十分考へさせられる問題でございます。われ／＼としてもういつた点について非常に悩みをもつておられるわけでありましても、前回御答弁申し上げましたように、本案については政府提案としてわれ／＼が説明に當つておられることまででございます。それ以上、ただいまの御言及について、われ／＼ももう少し研究を進めてみたいと思ひます。

○松澤(兼)委員 武藤さんの御意見は、どういふところにあるか。その法律的な關係が今のようなままではいかどうか、その点について御意見を聴かれたら結構だと思ひます。

○武藤説明員 ちよつと速記を止めていただきます。

(速記中止)

○松澤(兼)委員 警察制度の改革に關する小委員会もできておられますし、内閣でも警察制度の改正につきましても議論されておるのであります。國會でも政府でもそうなんです。實際に御意見のあるところに率直に伺つた方が、今後の審議に非常に参考になると思ひます。その点私心配し、かつこれを改正するならばどういふ方向にもつていつたらいいかというのを考へてみるわけでありましても、この席上でお話しすることが不適當であれば、また別の機会にお考えを承りまして参考にしたいと思ひます。

○矢尾委員長代理 ちよつとお諮りいたしますが、午前中はこれにて休憩しまして、さらに地方自治法の一部を改正する法律案、請願等のほかの日程の審査の關係もありますので、午後一時から再開することにいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長代理 それではさういまして、午後一時より再開いたします。

午前十一時五十分休憩

午後二時二分開議

○坂東委員長 休憩前に引續いて会議を開きます。

これより請願の審査をいたしたいと思ひますが、日程の順序を変更しまして、日程第七、地方税財政制度改革に關する請願を議題に供します。紹介議員塚田十一郎君から説明を求めます。

○塚田十一郎君 たいだいま上程になりました請願の趣旨につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと存じます。本請願は地方税財政制度を御改革になるにあたりまして、雪國の單作地帯、福井、石川、富山、新潟、秋田、山形、これらの地帯もつており、特殊事情を十分御考慮になつていただきたいという意味の請願なのであります。新潟縣ほか各縣の知事、縣會議長、町村會長というような者の連名によつての請願であります。

民の所得をいよ／＼非常に少い状態に追ひこんで、地方自治のための税源確保に非常に困難を來たしておるのであります。そこでこの間も発表になつております地方財政委員會の、今度の分與税の分與される原案を拜見いたしました。どうもまだ雪國地帯に對して何ら特別の考慮が拂われていないのではないかと、このような懸念を非常にもつているわけであり、それはどういふ点かと申し上げますと、いわゆる基準数字に道比例して分與額をお定め願うところの、その基準になつておりますものにも、地域差、天恵差の乏しい賃賃價格または法定營業純益というものがその基準に取上げられておりまして、縣民の総合所得について何ら加味していただいておりますために、特に今日のような經濟情勢のもとにおきましては、國民所得の地域的な差異を調整し得なくなつておるといふやうに断ぜざるを得ないのであります。

次に財政需要標準によつておわけになります分につきましても、經常的な雪害というものが伴つても、これらの地帯の地方施設が、表日本と裏日本における効用率に、非常な懸隔があると、負担の均整をはかるというわけにいかないと私も考へておるのであります。その他いろいろな点を考慮いたしまして、私も似たようなことを考へておる、どうしてもこの際だいたいまこの委員會のおもちになつておる改正案に對して、少くともこれらの点に對して特殊の御考慮をお願いしたい。すなわち課税力に道比例して分與になりまして、その分與額の基準に、政府案に

おきましては二つの基準がおかれておるのであります。そのほかにいま一つ國稅所得税を当該團體の割増人口で除した額というのを加へる、あるいは例して分與になる分與額を御算定になります場合の割増人口、政府案によりまして八十万となつておるようであり、特に寒人口に九十六万を加へたものといふやうに御変更願えないかどうかといふこと。それからさらに命令に定める各種の標準による、その命令に定める各種の標準の中に、經常的雪害が著しく大きい場合にも考慮するといふ一項をお加へ願いたいと思ひます。そこで國稅所得税を当該團體の割増人口で除した額によつて、これを基準としておわけます部分につきましても、特に分與額の總額の百分の十五といふものをその標準によつておわけ願いたい。従つてそれに百分の十五より多きものによつて、他の標準によつておわけますものに、それ／＼多少なり変化を起していただくわけであり、すが、それらの詳細につきましては、請願の内容に對して慎重御吟味を願つた上で、ぜひ御採択をお願いしたいと思ひます。次上簡單に趣旨の弁明をさせていただきます。次第であります。

○塚田政府委員 たいだいま御紹介のありました請願の件に對しまして、私も考へておる、どうもこの際だいたいまこの委員會のおもちになつておる、改正案に對して、少くともこれらの点に對して特殊の御考慮をお願いしたい。すなわち課税力に道比例して分與になりまして、その分與額の基準に、政府案に

いうことは、今までは、きまつておりませんでしたが、そういふふうな問題もぜひ御考慮をお願いしたい、こう考へております。趣旨の弁明の補足といひたいと存じます。

○坂東委員長 ただいまの請願の趣旨弁明並びに政府側の御答弁はお聴きの通りであります。この案の取扱いについてお諮りいたします。——それではただいまの請願につきましては保留いたしまして、あとから決定をいたしたいと思ひます。それに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それでは御異議ありませんから、さようにいたしますことにします。

○坂東委員長 次は日程第一五、地方財源確保に関する請願、文書表第九九三号、紹介議員岩本信行君であります。代つて塚田君にお願ひいたします。

○塚田十一郎君 本請願は地方財源を確保したいとお願ひしておる次第であります。請願の趣旨は、憲法の制定に伴ひ、地方自治法の施行を見るに及び、中央集権的の制度が打破せられ、逐次地方分権的に改められつつあるは、民主主義國家建設の途上にある日本のため慶賀にたえない次第であります。そこでそれに伴ひまして警察権の地方委譲、六・三制学制の實施、消防事業の自主確立等、重大事業が統々地方公共團體に任せられておる現状であります。一方これに必要な財源が少しも伴つてまいりませんために、地方財政は最近非常な危殆に陥つておる

という状態でございます。そこでそれらの新たな地方におきましての事業の非常な増加に伴ひまして、それに必要な財源も合せてこの際地方にお譲り願ひたい、こういふのが本請願の趣旨であります。なをそれに関連いたしまして、地方の起債のわくの拡大をお願いいたしたい。また融資の面におきましては、簡易保険、郵便年金の積立金の貸出し等も地方にお譲り願ひたい。こういふようにお願ひいたす次第であります。

○野澤國務大臣 御趣旨の点はごもつともでございます。特に地方財政はまつたく行き詰まつておるのでございまして、前年度の予算の約倍でありまして、千九百九十五億という國の予算の半分だけ必要とおるのでございまして。その予算のうち新経費といひまして、約五百億近くを要するのでございまして、これらに費用を要するに際しては、中央におきましてはとうていそれを補起するだけの力もありませんので、中央から財源の委譲ないしは分與ということに對しまして、政府におきましては最善の努力を拂つておるのでございまして。御趣旨につきましても最善の努力を拂うつもりでございます。

○坂東委員長 本請願につきましても委員諸君の……

○松澤(兼)委員 ちよつと関連して——ただいまの地方財源を附與するといふことは、まことに御同感であります。つきましてはいろいろ、地方財政委員會において御苦心の結果、相当財源ができたわけでありまして。しかしまだ予算の大綱の中に示されておる税種税額が異動するかもしれないというよ

うな危険な状態にありますので、地方財政委員會の方々に、もう一押しががんばつていただきたいと考へるのであります。それは入場税は一應地方委譲といふことになりましたが、最近大蔵當局などから聞くところによりますと、これを中央で徴収するか、地方で徴収するかという問題が、必ずしも明確にきまつていないようなことを承つていましては、結局入場税は中央でとつて、全部地方にそのまま還元するのだから、それでもいいじゃないか、實質的に地方の財源になるのだから、それでもいいじゃないかという意見もつておられるようでありまして。しかしその徴税に對して地方は疑念をもつておられるわけはありませぬけれども、やはり地方財政が中央に依存しているという傾向を拂拭することができないといふふうに考へますので、この点御説明願うとともに、今後の御努力をお願ひいたしたいと考へるのであります。

○野澤國務大臣 松澤委員の御意見ごもつともでございます。特に地方自治法が生れまして、その自治精神の完壁を期すには、何と言ひましても経済的裏づけがなくてはならないのであります。その経済的裏づけが未だ確立しておりませんので、その確立を期するために近い機会に提案を得まして、財政法の法案を今議院に提案する準備になつております。なお一言申し付け加えておきますが、ややもすると従来の封建的な、中央集権的な経済思想が残つておりました、容易にこの思想が抜け切らぬところに、地方自治との間に摩擦を起しておる点があるのでござい

ます。かような点は一瞬も早く解消したいと思ひまして、最善の努力を拂うつもりでございます。なお先ほど御注意ありましたが、今回中央から地方に委譲される税目といたしましては、入場税であります。この入場税につきましては、先般閣議において決定をいたしましたのでございまして。しかしその筋の了解を得る関係で遅れておりますが、今明日中にはその結論を得るわけになつておりますので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○坂東委員長 本請願は採択の上内閣に送付することに御異議ありませんか。

○坂東委員長 それでは採択の上内閣に送付することに決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一八、地方税の賦課期日線上の請願、紹介議員石田博英君であります。代つて塚田君にお願ひいたします。

○塚田十一郎君 本請願は地方税の賦課期日を繰上げていただくか、かといふ趣旨のようにはうかがえるのであります。市町村の運営は市町村財政の健全化にあることは論をまたないところであります。しかしてその健全化は租税の賦課徴収であることは申すまでもないのであります。かかる市町村の租税収入の約二割以上を占める住民税の賦課期日は、十月一日現在と、地方税法第四十五條第二項に規定せられておりますため、これが賦課徴収準備のため、実際に賦課するのは十二月あるいは翌年の一月となつておるといふのが現状であります。従つてこの納税成績を見るに、年末年始に思ひぬ出費を重

ね、担税力を失ひ、毎年納期徴収成績は總額の五割以内という寒心にたえない結果になつておるのであります。他面督促整理期間が短く、ただちに年度末となるので、経理上多大の欠陥を招集し、それがため市町村では金融機關より一時借入れをしてその急場を凌ぐといふことになり、その利子たるやこれまた莫大な金額であります。よつてこの窮狀打開の一つの方途といたしまして、住民税の賦課期日を五月一日に繰上げるよう地方税法第四十五條第二項の改正方をお願ひしたい、さういふ請願であります。

○萩田政府委員 ただいまお述べになりましたような御意見、われわれはもつともと思ひまして、この次の改正におきましては大体八月一日に繰上げたと思つております。実はわれわれもいたしましては四月一日くらいまで繰上げてよろしいのであります。これは逆に市町村の側から、年度初めでは前年度の滞納の整理に事務が輻輳しておつて、当初において住民税の賦課額を決定することは非常にむずかしいといふので、むしろ地方側の意見によりまして、大体繰上げ得る限りにおいて早い機会という意味で、八月一日というくらいにいたしたいと思つております。

○坂東委員長 本請願に對し、委員諸君の御発言を求めます。——それでは本請願は採択の上、内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それでは採択の上、内閣に送付することに決します。

○坂東委員長 次は日程第四、警察法

実施に伴う警察費全額國庫負担等に關する請願、松沢兼人君四名紹介、日程第一二、警察制度改革に伴う増加経費、國庫負担の請願、上林山榮吉君紹介、日程第一四、義務教育費及び警察費全額國庫補助の請願、上林山榮吉君紹介、以上一括議題に供しまして、松沢君に紹介を願います。

○松澤(兼)委員 日程第四の請願は、昭和二十二年十二月二十六日近畿二府六縣警察委員長會議において決定いたしました次の事項を請願してまいつたものであります。他の二案件も同様の内容をもつものでありますから、一應一括して御説明申し上げます。

新しい警察法の実施に伴いまして、その新設に要する諸設備並びに警察官増員による人件費など、本年度における警察費はもとに莫大に上りまして、地方財政逼迫の折衝財源皆無の状態でありまして、とうてい支弁することができないのであります。これらに要する諸経費は、全額國庫において補助せられるように要望いたします。

なお地方自治体警察費支弁の財源交付について、昭和二十三年度よりの自治体警察に關する運営諸般の経費は、その自治体において支弁すべきよう内示があつたのであります。現状のごとき地方自治体財政状態には、とうていその能力はありませんで、その財源として國税の一部を譲渡を受けまして、あるいは地方分與税の増額をお願いいたしまして、これらの経費を賙いたいというものが請願の趣旨であります。何とぞ御採択くださいますようお願いいたします。

○秋田政府委員 自治体警察の経費につきましては、お話にありましたように

に經常費につきましてはこの七月より市町村に移管することいたしました。それに必要な財源を今度の地方税制改正におきまして考えたいと思つております。その形の一つといたしまして、入場税の國稅委譲、あるいは分與税の増額という問題も織り込まれておるわけでありまして、それから諸度調弁費、つまり新しい自治体警察を引受けたことによりまして要しまする願書の建築とか、あるいは備品の購入とか、あるいは警察電話の架設というようなものにつきましては、一應全額國庫でつとという建前にいたしまして、大体十八億程度を計上しております。そのやう方といたしましては、半額は國庫補助金により、半額は地方の起債により消化することといたしまして、その起債の償還財源を今度與えます地方の一般財源によつて賙り得るといふやうなかつこうにしております。

○坂東委員 以上三件に對しまして、委員諸君の御発言がございましたら、お述べ願います。——ただいまの日程第四、第十二、第十四、これは採択の上、内閣に送付するに御異議ありませんか。

○坂東委員 それでは採択の上内閣に送付するに決定いたします。

○坂東委員 次は日程第五、第六、第一〇を一括して議題に供します。紹介議員の説明を求めます。紹介議員は坂東幸太郎ですから、簡単に御説明申し上げます。

日程第五、本請願の要旨は地方自治法の一部を次のように改正されたいというのであります。

一、第九十九條第一項を次のように改める。
監督委員に、普通地方公共團體の經營に係る事業の管理、普通地方公共團體の出納その他の当該普通地方公共團體の事務及び当該普通地方公共團體の長の権限に屬する事務の執行を監督する。
二、第九十九條第五項を第六項とし、第四項の次に左の一項を加える。

監督委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共團體が補助する團體の經營に係る事業の管理及び出納その他の事務の執行を監督することが出来る。

次は日程第六、本請願の要旨は、政府は地方自治法を改正し、府縣における部制を限定して近く実施しようとしているが、これによると府縣には建築部が設けられないこととなるが、少くとも全國主要都道府縣には建築部を設置されたいというのである。

次は日程第一〇、本請願の要旨は、監督委員の権限及び機構などに関する法規は、未だ明確に且つ充分実情に適合するように整備されていない、ついでには監督機能を十全に發揮することが出来るように左記の通り速かに措置されたいというのである。(一)地方自治法第九十五條第二項の改正、市町村は條例で監査委員を置くことができ、但し第百五十五條第三項の市はこれを置かなければならぬ。(二)同法第百九十五條第三項の改正、監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。但し、前項但書の市にあつては四人とする。(三)同法第九十九條第一項の改正、

監督委員は普通地方公共團體の經營に係る事業の管理、出納その他の普通地方公共團體の事務及び普通地方公共團體の長の他の職員に屬する事務の執行を監督する。(四)同法第二百條に次の一項を加える。書記は監督委員がこれを任免する。

○鈴木(俊)政府委員 最初お説上げになりました請願の趣旨は、監督委員に對して、知事、市町村長等機關委任の仕事を監督することを認めよという趣旨の請願と思ひますが、これは現在監督委員につきましては、自治團體の事務に對する監督のみを原則として認めておるのであります。國家機關として知事なり市町村長が処理いたしますところの仕事は、それ／＼各主務大臣がこれを指揮監督し、また會計事務その他につきても、國の監督の途が残されておりました。また議會といたしましては機關委任の事務につきましては、これについていろいろ意見は述べることが出来ますが、その機關委任の事務をどうこうするということとは議會といへども権限をもつていないこととありますから、そこで監督委員につきましても、原則として機關委任事務については監督することは適當でないというところから現行制度は機關委任事務には監督委員の監督権は及ばないということになつておるわけでありまして、ただ機關委任事務につきましても、これを執行するために要する経費は、当該地方團體の負担になつておりますから、そういう負担という面から機關委任の事務につきましても監督委員にはある程度の権限を附與するわけであり

ます。従ひまして今ただちにこのやうに擴張することがはたして適當であるかどうか、なお研究を要するものではないかと思つておるのであります。それから第一〇の請願の点は、私どもの方の所管に關係のない部分もあるように思ひますが、地方團體が補助いたしましたその團體の事務をも監督委員が監督することが法律上當然に出来るように制度を改めたらどうかという請願と承りますが、監督委員は当該地方團體の事務を監督するために設けたのであります。他の補助という關係があらましても、他の團體の事務まで監督するという建前のものではないのであります。またそのやうにいたしましたことは、あまりにもいき過ぎではないかと思つておられます。ただ補助をいたしますときの條件として、監督委員の監督をすることあるべしという條件をつけておいて、それを被補助團體が承認するという關係でありますれば、そういうことによつて監督委員は当該團體の事務につきても、その補助の限度において監督することが出来るわけでありまして、そういうことは差支えないと思ひますが、制度上當然の一切の被補助團體の事務を監督できるということにはいたしません。いささか監督委員の権限を強化し過ぎるのではないか、あまりにも他の團體に對する監督権を申しますか、被行政権というやうなものを強くも過ぎる結果、一面他にこれに伴う弊害も出てくるのではないかというふうにご考へますので、そこまですることはいささかいき過ぎではないかというふうにご考へます。

○坂東委員 今の三件の扱い方につ

きましてお諮りいたします。

○千賀委員 たいだいまの三件の請願

中、第五、地方自治法の一部を改正する請願並びに第一〇、監査委員制度の確立整備に関する請願、この二件は関係するところも非常に廣範でありますし、未だ見透しのはつきりつきかねる点もあり、また当局の答弁におきましても自信のうかがわれざる点もござい

ますので、これは当分保留にいたしまして、他日さらに研究をする方がよいと思ひます。

また第六の主要都道府縣に建築部設置の請願であります、主要都道府縣には土木部はすでにできております。しかしながら建築部をさらに設置するという問題でありますけれども、

出先官廳の整理に關しましては當委員會におきまして過去すでに長い歴史をもつて研究をされておりますから、この問題と相當ならみ合はして證據をする關係もありませんから、地方出先官廳の整理という問題が目前がついて、その方にはつきりした進路が定まつたときに、この問題を取上げるのが適當でありますから、特にこの問題につきましては、地方出先官廳の改廃

がはつきりしたときにこれを取上げるという條件附で採択をせられることがよろしい、かような意見をもつておりますから、以上動議として申し上げ

ます。

○坂東委員長 たいだいま千賀委員の御意見は、日程第五、地方自治法の一部を改正する請願、並びに日程一〇監査委員制度の確立整備に関する請願、この二件は結局保留ということ、日程第六の主要都道府縣に建築部設置の請願は、本委員会ですでに地方出先官廳の整

理がはつきり進路が定まつたときに、建築部を置く方がよろしいという條件附で採択をして、これを内閣に送付すべしという御意見であります、千賀君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 次に日程を元に戻して、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、まずもつて門司君の發言を求めます。

○門司委員 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、この前の委員會で私當局に質問いたしておきました。第九十五條の監査委員の問題であります、これを法文によりましては二人とするということになつておりますが、市町村の中で、殊に大きな都市においては非常に事務が煩雜して

おりますので、予算その他が非常に大きいということ、さらに位民により監査の請求権が認められるようになってまいりますと、この事務はことさらに煩雜すると思はなければなりませんので、この三項を都道府縣にあつては四人、さらに市にも四人くらいいいのではな

いかと考へまするので、大体都道府縣及び市にあつては四人、町村にあつては二人とするというように修正したいと考へておるのであります。

さらに自治法の二百四十七條であります、この條項は理事者と申します、市町村長あるいはその代理を行つる者がまつたくなつた場合に、その市町村長の職務を行つるの順位が定めてあるのでございしますが、これは

単に順位を定めておいて、その順位の中から規定でこれを定めるといふようになつておられます、予想されるものは、將來市長あるいは町村長以下総辭職をしないとも限らない。そういう場合に次の町村長を選挙する。それまでの間に事務に非常に大きな懸隔を來すおそれがあるもので、これにさらにおそれがある場合に限つて、地方行政廳においてこれを臨時に行い得るような制度を設けたいと考へておるのであります。たとへば市町村長にあつては、

知事がその地域の選挙権を有する者の中から、一時その市町村長の代理を行つる者を任命して、そうしてあらためて選挙で市町村長が出てまいりますならば、それまでの間の事務をそれによつて行わしめる。従つて新しい村長が

府縣にありましては内閣總理大臣がその人をかりに定めまして、そうして当該事務の執行に當らせるといふふうにしておくことがよくはないかと考へますので、かういふふうには修正をいたしたいと考へておるのであります。そういうことについての當局の御意見を

お聴きしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 たいだいま門司委員のおあげになりました修正の御意見を二つございしましたが、第一点の住民の監査請求権の制度が新しく設けられることに伴ひまして、監査委員の仕事が非常に煩雜になるから、監査委員の数を二人しか置かない市町村につきましては、少し殖やすことにしたらどうか

という御意見であります、これは十分政府としてもその御意見を尊重すべきものと考へております。府縣が現在四人でありますから、まあ仕事の簡單

な町村は現状の通り二人でいいと思ひますが、市は四人置かうと思へば四人置ける、四人なり二人なりどちらでも選出できるという形にするのは、実情に即したものでないかと思ひます。

第二の御修正の御意見であります、これも現在約二件ばかり例を聴いておられます、町村で町村長以下全部總辭職してしまつて、町村役場の事務を見るものが一人もいなくなつてしまふようなことも、一、二ございしますが、やはりそれに備へまして何らかの手を打つというものは必要ではないかと思ひます。

○門司委員 たいだいまの問題でありまして、お諮り願ひたいのでございしますが、當局もこれに対しては御異議がないやうでございしますので、修正をいたしたいと思ひます。この案文はさらに關係方面との了解の關係もあ

りますので、一應當局の方で案文を作成していただきまして、さらに當局の方の意向を伺つて、次の委員會にこれを可決していただくという取計らいをしていただくのであります、委員長としてお諮り願ひたいと思ひま

す。

○坂東委員長 たいだいまの門司君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 さよう決定いたしました。

○鈴木(俊)政府委員 職務管掌制度は從來ございしたのであります、地方自治法を制定いたしましたときに、監督権は極力これを制限圧縮しなければいけないという大方針に従ひまして、今の職務管掌制度、臨時代理者を選任する制度、これらの制度はすべて廃止されたのであります。従ひまして今申し述べましたような場合におきましては、監督官廳が何らかの穴埋をするような権限は全然ございせん。自治體においてももちろんそういう権限がないのであります。今は法律の穴と申します、市町村長以下が總辭職した場合におきましては、その村では次の市町村長が出てまいりますまで、何人も市町村長の職務を行つる者がいない、かういふ状態になつているのであります。それをやはり何らかの打開する方法として今門司委員の仰せになりましたやうな方法を考へる必要があるのではないかと考へておられます。

○千賀委員 いま一つ伺つておきます。そうするとそれはまつたく空白のままであつたのですか、辭職しました市町村長が、次の市町村長のできるまで事務を担当していくというやうなことも考へておられたのか。その点は全然考へておられなかつたのか。そこはいかがですか。

○鈴木(俊)政府委員 これは全然さういふやうなことはいたしません、要するに法律の穴であつたのであります。

○千賀委員 わかりました。

○坂東委員長 中島茂喜君の補欠として高橋順一君が補欠されました。それでは速記の關係が

あります。

で、今日はこの程度にて散会いたしました。残余の日程は全部延期いたします。次は定例日、三日の午前十時半から開会いたします。

これをもつて散会いたします。
午後二時五十三分散会

〔参照〕

各請願に関する報告書
〔都合により附録に掲載〕